

事務連絡
令和元年8月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

酸素の価格について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和元年8月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

酸素の価格について

酸素の価格については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について(令和元年8月30日付け保医発0830第3号)により、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を依頼したところですが、これに伴う事務の取扱いについては下記のとおりとしますので、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

1 令和元年10月1日からの酸素の価格について

酸素及び窒素の価格の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第97号)に基づき、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間の算出額に用いる酸素の対価については、平成30年1月1日から12月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価に108分の110を乗じて得た額となるので、当該保険医療機関の酸素の価格については令和元年10月1日より変更が生じます。

この変更に伴う作業手順については、以下のとおりとします。

- ① 令和元年9月30日時点において保険医療機関等管理システムの「酸素の購入価格算定医療機関一覧表」に登録されている全データを、当課において抽出します。その上で、抽出対象となった保険医療機関の令和元年10月1日からの酸素の単価(平成30年1月1日から12月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価に108分の110を乗じて得た額を購入した容積で除して得た額)

を算出し、地方厚生（支）局へ保険医療機関等管理システムから出力される「酸素の購入価格算定医療機関一覧表」のExcel帳票及びPDF帳票の形式で情報提供いたします。

なお、本作業は保険医療機関等管理システムに登録されているデータを直接変更するものではないためご注意ください。

また、令和元年9月30日までに保険医療機関等管理システムに登録されているデータについては消費税8%における購入価格が登録されていることを前提としているため、個別のデータ訂正等には対応できませんのでご注意ください。

- ② 地方厚生（支）局においては①のデータを基に、令和元年10月1日からの当該保険医療機関の酸素の価格を審査支払機関及び保険者に情報提供をお願いいたします。
- ③ 令和元年10月1日以降に保険医療機関より届出が提出された場合や個別のデータ訂正等につきましては、地方厚生（支）局において保険医療機関等管理システムに登録し帳票を出力する等ご対応をお願いいたします。

2 令和2年度の酸素の価格について

酸素及び窒素の価格の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第97号）に基づき、令和2年度の算出額に用いる酸素の対価のうち、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該額に108分の110を乗じて得た額とする必要があります。令和元年9月30日までの額と同年10月1日以降の額の取扱いが異なることとなりますので、ご注意ください。

3 保険医療機関へのお知らせについて

令和元年10月以降の診療分のレセプト請求に関して混乱が生じないように、以下の内容についてHPでの掲載等により周知徹底を改めてお願いいたします。

- ① 令和元年10月1日から酸素の価格が変更になること。
- ② 酸素の単価の上限額も改正されていること。
- ③ 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間及び令和2年度の酸素の価格に関する届出においては、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間について当該保険医療機関が購入した酸素の対価に108分の110を乗じて得た額として届出すること。

(参考1) 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間及び令和2年度の算出額に用いる、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に係る酸素の単価の計算式

$$\text{酸素の単価} (\ast 2) = \frac{\text{保険医療機関が購入した酸素の対価} \times 110 / 108 (\ast 1)}{\text{保険医療機関が購入した容積} (\ast 3)}$$

(※1) 1円未満の額を四捨五入した額

(※2) 1銭未満の額を四捨五入した額

(※3) 酸素の摂氏35度、一気圧における容積(単位 リットル)

(参考2)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)(抄)別添1の第2章第9部J201

(11) 保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の基礎となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び当該購入した酸素の容積を別紙様式25により、当該年の2月15日までに地方厚生(支)局長に届け出るものとする。ただし、(7)のア又はイの方法によって酸素の購入単価を算出している場合にあっては、随時(当該年度内において算出した購入単価に30%を超える変動があった場合を含む。)地方厚生(支)局長に届け出るものとする。

事 務 連 絡
令和元年 8 月 30 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0830第3号
令和元年8月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
一部改正について

今般、酸素及び窒素の価格の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第97号）が公布され、令和元年10月1日から適用されること等に伴い、下記のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1の第2章第9部J201（1）中「0.31円」を「0.32円」、「0.41円」を「0.42円」、「2.31円」を「2.36円」、「0.28円」を「0.29円」、「0.46円」を「0.47円」、「0.62円」を「0.63円」及び「3.09円」を「3.15円」に改める。
- 2 別添1の第2章第9部J201（16）中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」及び「105分の108」を「108分の110」に改める。
- 3 別添1の別紙様式25中「平成」を「令和」に改める。
- 4 別添1の別紙様式25中〔記載上の注意事項〕を1の前とし、〔記載上の注意事項〕2中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」、「105分の108」を「108分の110」に改め、なお書に下線を引く。

(別添参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J200 (略)</p> <p>J201 酸素加算</p> <p>(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」(平成2年厚生省告示第41号)により定められており、その単価(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)は、次のとおりである。</p> <p>ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合</p> <p>液体酸素の単価</p> <p>定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 1リットル当たり0.19円</p> <p>可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 1リットル当たり<u>0.32円</u></p> <p>酸素ポンペに係る酸素の単価</p> <p>大型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり<u>0.42円</u></p> <p>小型ポンペに係る酸素の単価</p> | <p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J200 (略)</p> <p>J201 酸素加算</p> <p>(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」(平成2年厚生省告示第41号)により定められており、その単価(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)は、次のとおりである。</p> <p>ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合</p> <p>液体酸素の単価</p> <p>定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 1リットル当たり0.19円</p> <p>可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 1リットル当たり<u>0.31円</u></p> <p>酸素ポンペに係る酸素の単価</p> <p>大型ポンペに係る酸素の単価 1リットル当たり<u>0.41円</u></p> <p>小型ポンペに係る酸素の単価</p> |

1 リットル当たり2.36円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽（CE）に係る酸素の単価

1 リットル当たり0.29円

可搬式液化酸素容器（LGC）に係る酸素の単価

1 リットル当たり0.47円

酸素ポンペに係る酸素の単価

大型ポンペに係る酸素の単価

1 リットル当たり0.63円

小型ポンペに係る酸素の単価

1 リットル当たり3.15円

(2)～(15) (略)

(16) (5)、(7)及び(11)に掲げる対価については、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したのものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

第10部～第13部 (略)

第3章 (略)

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書（令和 年度）

[記載上の注意事項]

- 1 (略)
- 2 対価は、実際に購入した価格（消費税を含む。）を記載すること。

なお、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したのものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

1 リットル当たり2.31円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽（CE）に係る酸素の単価

1 リットル当たり0.28円

可搬式液化酸素容器（LGC）に係る酸素の単価

1 リットル当たり0.46円

酸素ポンペに係る酸素の単価

大型ポンペに係る酸素の単価

1 リットル当たり0.62円

小型ポンペに係る酸素の単価

1 リットル当たり3.09円

(2)～(15) (略)

(16) (5)、(7)及び(11)に掲げる対価については、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したのものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

第10部～第13部 (略)

第3章 (略)

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書（平成 年度）

1～3 (略)

[記載上の注意事項]

- 1 (略)
- 2 対価は、実際に購入した価格（消費税を含む。）を記載すること。

なお、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したのものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

1～3 (略)

上記のとおり届出します。

令和 年 月 日

(略)

上記のとおり届出します。

平成 年 月 日

(略)